



信 ジ テ イ イ ノ ？ オ イ シ イ 話

〜悪質商法の手口

豊平区内にもある怪しげなおいしい話。でもそれって本当に大丈夫？
「おかしい」「もしかして悪質商法？」と
思ったら一人で判断せずに相談機関に話を聞いてもらいましょう。

「こんなにいい話、あなたにだけ！」「出資した額の何倍にもなる」「元本保証」などと過大な利益を期待させる勧誘は「出資金商法」の典型。取引内容が分からないければ絶対に契約しないようにしましょう。

また、金融庁に届出が出ているからといって信用できる業者であるとは限りません。判断能力が不十分な高齢者を狙うこともありますので、日頃の地域での見守りも大切です。

おトクなもうけ話が いっぱい・・・

出資者を安心させるために複数
回配当を払って信用させ、その
後連絡が取れなくなることも。
その話ダイジョウブ？

確実な話！
お小遣い稼ぎにどう？



当社の権利を
買いませんか？

A社の権利はとて有希望です。
3倍の価格で買い取ります！

立場の違う複数の人が入れ
代わり立ち代わり勧誘する
のが「劇場型勧誘」。リゾ
ート会員権などのパンフレ
ットがA社から郵送で届き、
B社から勧誘の電話が…。
高く買い取るという約束が
実行された例はなく、被害
回復は非常に困難です。

「被害が取り戻せますよ」

消費者センターなどの公的
機関をかたって「被害救済
金が出ますので手続き費用
を振り込んでください」な
どと金銭要求が来たら、要
注意！消費者センターから
このような電話は掛けませ
ん。過去に振り込め詐欺や
金融商品の詐欺被害に遭った方が狙われやすくな
っています。2次被害にご注意ください！

